

2018年 10月 24日

No. 480



山田 良平
3分間
税ミナール

ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



経団連、研究開発税制の拡充を要望

日本経済団体連合会（経団連）は9月14日、平成31年度税制改正に関する提言を発表しました。

提言ではIoTやAI等の技術を取り入れた新たな経済社会「Society 5.0（ソサエティ5.0）」の実現に向け、研究開発税制の拡充や税務分野におけるデジタル・ガバメントのさらなる推進等が重要と指摘しました。研究開発税制については法人税額の控除上限を25%から30%へ引き上げるほか、期限切れを迎える控除率10%～14%の部分について延長・拡充することが必要であるとしました。

また、来年10月に予定されている消費税率10%の確実な実現を求めると同時に、税率引上げ後の自動車や住宅に対する消費の落ち込みを抑える措置も要望し、具体的には、自動車税を軽自動車税（1万800円）並みにする案やエコカー減税の延長、自動車重量税を当分の間廃止すること等を要望したほか、住宅については、住宅ローン減税の延長、住宅リフォーム減税の創設、不動産取得税の特例の延長などを求めました。

このほか、国際課税については、外国子会社合算税制の見直しや、BEPS（税源浸食と利益移転）勧告の国内法制化、租税条約ネットワークの充実について慎重に検討すべきとしました。

経団連では、「経済界としても民主導のイノベーションを通じて経済の好循環に引き続き貢献していく」とし、提言は今後、与党税制調査会などに要望していくということです。

「平成31年度税制改正に関する提言について」はこちらからご覧いただけます。

<http://www.keidanren.or.jp/policy/2018/073.html>